

湖北地域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

湖北地域消防組合管理者 浅 見 宣 義

湖北地域消防組合条例第4号

湖北地域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

第3条第2号中「育児休業の許可」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業の承認」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する定数外の職員が、復帰する場合において、定数が充足しているときは、その充足している間は当該職員を定数外とすることができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（定数の特例）

2 大規模災害の発生、大規模事業の施行、定年の引上げその他の真にやむを得ない事由があるときは、当分の間、第2条に規定する定数に必要最小限の数（規定する定数の10分の1に相当する数（1に満たない端数を生じた場合は当該端数を切り上げた数）を上限とする。）を加えることができる。

附 則（令和5年3月24日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。